

平成 19 年 8 月 10 日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫 殿

中央最低賃金審議会  
会長 今野 浩一郎

平成 19 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 19 年 7 月 13 日に諮問のあった平成 19 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 19 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、小規模企業を含めた中小企業全体の労働生産性の向上に向け、「中小企業生産性向上プロジェクト」の施策の具体的な実施に全力をあげて早急に取り組むことを要望する。

## 平成 19 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

- 1 平成 19 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 19 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19円
B	栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	14円
C	北海道、宮城、福島、茨城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	9～10円
D	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	6～7円

- 2 (1) 目安小委員会は本年の目安審議に当たっては、平成 16 年 12 月 15 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

- (2) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成19年8月7日

## 1 はじめに

平成19年度の地域別最低賃金額改定の目安については、中央最低賃金審議会に対して「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した」調査審議を求める諮問がなされた中で、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、成長力底上げ戦略推進円卓会議における合意に「従来の考え方の単なる延長線上ではなく、雇用に及ぼす影響や中小零細企業の状況にも留意しながら、パートタイム労働者や派遣労働者を含めた働く人の「賃金の底上げ」を図る趣旨に沿った引上げが図られるよう十分審議されるように要望する」とあることを重く受けとめ、セーフティネットとしての機能が発揮できるようにしなければならないと主張した。

高卒初任給の水準あるいは一般労働者の平均賃金の50%の水準は、時間給換算で900円を上回るものであり、また、連合が行っているマーケットバスケット方式による最低生計費の水準に見合う時間給は法定労働時間働いた場合で850円となる場所であり、中期的な引上げを展望して、今年度については、平均的にみて50円程度の引上げを図るべきと主張した。

また、影響率が年々低下していることも、問題視してきたところであり、現在の1.5%程度ではほとんど社会的存在価値がないと指摘するとともに、生計費、各種賃金指標の現行水準、環境の変化等の動向を踏まえ、中央最低賃金審議会に対する諮問の内容、成長力底上げ戦略推進円卓会議の合意内容の趣旨を踏まえ、働く人の賃金の底上げを図るとともに、最低賃金水準の抜本的な引上げを行うよう最後まで強く主張した。

## 3 使用者側見解

使用者側委員は、日本経済は回復基調にあるが、地域間、産業間、さらに同じ業種においても企業間で景況感、業況に大きなばらつきがみられると主張した。日銀の「地域経済報告」等でみても、経済が拡大しているのは一部の地域に限られ、有効求人倍率や失業率に地域間で相違がみられると指摘した。

また、全体として利益率が上昇している中で資本金1億円以上の企業とそれ以外との間での利益率の差が拡大しており、原油を始めとした原材料価格が上昇する一方で、仕入れ価格を販売価格へ転嫁できないことから、中小零細企業の経営は厳しい状況にあること、さらには倒産件数が増加していることを指摘した。

さらに、国際経済情勢、為替や株価の動向、グローバル化、ICT化の中で、中小企業においては、先行きに不透明感・不安感が強いと主張した。

加えて、賃金改定状況調査の第1表等において、賃金改定を凍結し、又は引下げを実

施した事業所を合計すると半数を超えている状況にあり、こうした企業の支払能力の実態に配慮することが必要であると主張した。

以上の点を踏まえれば、今年度の目安審議については、中央最低賃金審議会に対する異例の諮問の内容を踏まえることはやむを得ないとしても、中小零細企業の厳しい実態や地域間の多様性などを認識した上で、企業の存続や雇用に及ぼす影響を十分考慮することが必要である。したがって、今年度の目安は賃金改定状況調査の第4表の数値をベースに議論すべきであり、大幅な引上げは適当でないと最後まで強く主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

今年度の目安審議については、公益委員としては、これまでの中央最低賃金審議会における審議を尊重しつつ、「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、上記の労使の小規模企業の経営実態等への配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表れた諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめた。

今年度の目安額の算定については、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料とする（仮に、同調査の賃金上昇率0.7%により各ランク同率の引上げを行うとすれば、Aランク5円、Bランク5円、Cランク5円、Dランク4円となる。）とともに、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係にも配慮しつつ、様々な要素を総合的に勘案したものである。なお、Cランク及びDランクについては、同一ランク内においても、地域によって経済実態に相違があることを考慮し、本年度の目安審議における特殊事情も踏まえ、目安額をゾーンで示すこととしたものである。

本小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、下記1を公益委員見解として同審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、同審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記1の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっているとし、不満の意を表明した。また、労働者側の一部及び使用者側の一部は、下記1の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

さらに、本小委員会としては、政府が労働生産性の向上に向け、「中小企業生産性向上プロジェクト」の施策の具体的な実施に全力をあげて取り組むことを要望する。

記

(以下、別紙1と同じ。)

## 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

### 2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「産業別最低賃金」の二種類が設定されている。

### 3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②類似の労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

### 4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成14年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、平成14年度以降時間額で示すこととなっている。

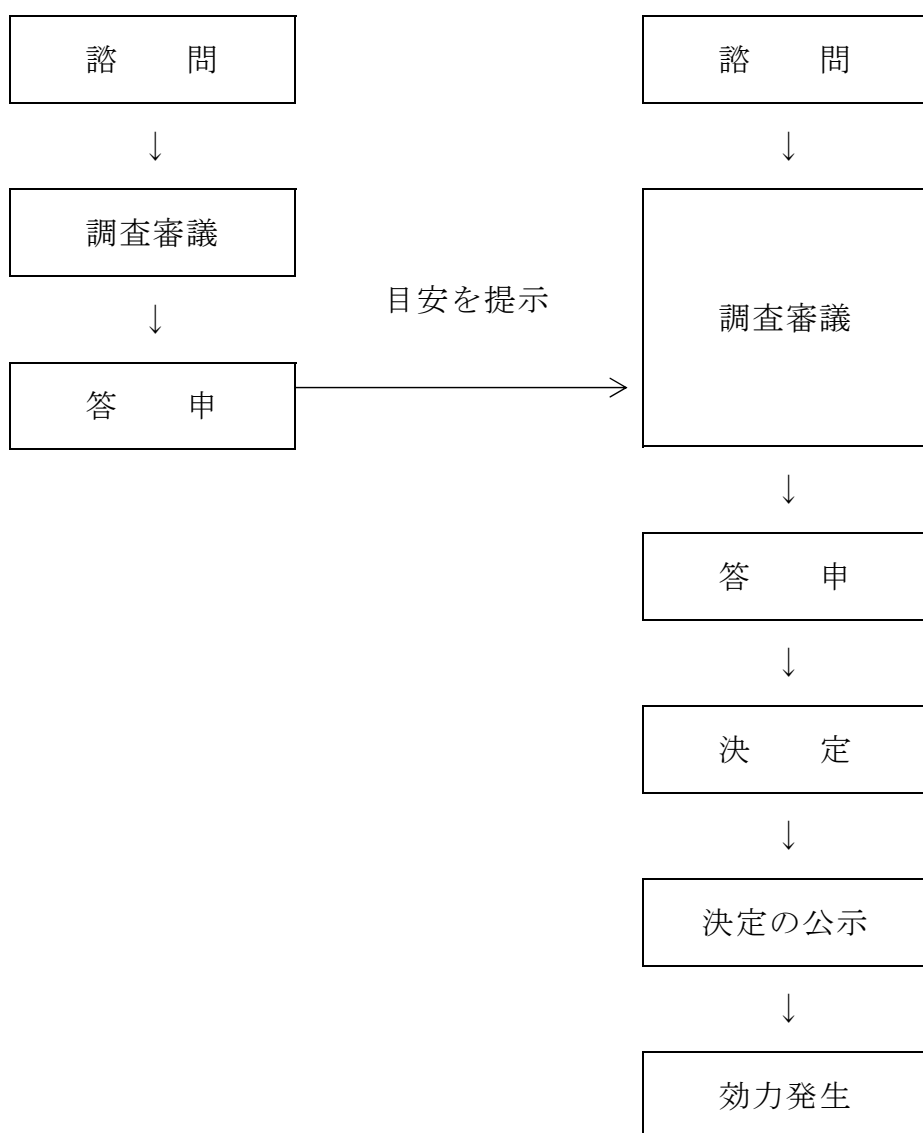
## 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

地方最低賃金審議会

【目安審議】

【地域別最低賃金審議】



## 地域別最低賃金額改定の目安の推移

(単位：円)

	① 日額による目安					② 時間額による目安					
	平成 9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
Aランク	116	97	49	44	38	注3	0	注3	3	4	19
Bランク	110	92	47	42	36				3	4	14
Cランク	106	89	45	40	35				3	3	9~10
Dランク	100	84	43	38	33				2	2	6~7

(注) 1 各ランクごとの改定の目安は、最低賃金（平成13年度までは日額、平成14年度から時間額）に対する金額である。

2 A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分したものの。

3 平成14・16年度の目安は、「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

## 地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

(単位：円、%)

年度 最低賃金額	平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
時間額 (前年比、%)	623 (1.96)	637 (2.25)	649 (1.88)	654 (0.77)	659 (0.76)	663 (0.61)	663 (0.00)	664 (0.15)	665 (0.15)	668 (0.45)	673 (0.75)
日額 (前年比、%)	4,965 (2.03)	5,075 (2.22)	5,167 (1.81)	5,213 (0.89)	5,256 (0.82)	5,288 (0.61)	— —	— —	— —	— —	— —

- (注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。  
 2 ( )内は引上げ率 (%) を示す。  
 3 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。



## 平成18年度地域別最低賃金額改定状況

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 (単位:円)	発効年月日
A	東 京	719	平成18年10月1日
	神奈川	717	平成18年10月1日
	大 阪	712	平成18年9月30日
	愛 知	694	平成18年10月1日
	千 葉	687	平成18年10月1日
B	埼 玉	687	平成18年10月1日
	京 都	686	平成18年10月1日
	兵 庫	683	平成18年9月30日
	静 岡	682	平成18年10月1日
	三 重	675	平成18年10月1日
	滋 賀	662	平成18年10月1日
	栃 木	657	平成18年10月1日
	長 野	655	平成18年10月1日
	広 島	654	平成18年10月1日
富 山	652	平成18年10月1日	
C	岐 阜	675	平成18年10月1日
	奈 良	656	平成18年10月1日
	茨 城	655	平成18年10月1日
	山 梨	655	平成18年10月1日
	群 馬	654	平成18年10月1日
	石 川	652	平成18年10月1日
	和歌山	652	平成18年10月1日
	福 岡	652	平成18年10月1日
	福 井	649	平成18年10月1日
	新 潟	648	平成18年9月30日
	岡 山	648	平成18年10月1日
	山 口	646	平成18年10月1日
	北海道	644	平成18年10月1日
	香 川	629	平成18年10月1日
	宮 城	628	平成18年10月1日
福 島	618	平成18年10月1日	
D	徳 島	617	平成18年10月1日
	愛 媛	616	平成18年10月1日
	高 知	615	平成18年10月1日
	鳥 取	614	平成18年10月1日
	島 根	614	平成18年10月1日
	山 形	613	平成18年10月1日
	大 分	613	平成18年10月1日
	熊 本	612	平成18年10月1日
	佐 賀	611	平成18年10月1日
	長 崎	611	平成18年10月1日
	宮 崎	611	平成18年10月1日
	鹿児島	611	平成18年10月1日
	青 森	610	平成18年10月1日
	岩 手	610	平成18年10月1日
	秋 田	610	平成18年10月1日
沖 縄	610	平成18年10月1日	